特定販売を行う体制の概要

特定販売を行う際に使用する通信手段	□ インターネット □ 電話 □ カタログ □ ダイレクトメール □ その他()
特定販売を行う医薬品の区分	□ 第1類医薬品 □ 指定第2類医薬品 □ 第2類医薬品 □ 第3類医薬品 □ 薬局製造販売医薬品(毒薬及び劇薬であるものを除く	()
特定販売を行う時間及び営業時間のうち特定販売のみを行う時間	□ 無 □ 有 □ 有 □ 曜 ~ 曜 : ~ : □ 曜 ~ 曜 : ~ : □ 曜 ~ 曜 : ~ :	持間
特定販売の広告に薬局・店舗の名称と異なる名称を表示するときの名称 ※複数ある場合は全て記載	□ 無□ 有	
特定販売を行うことについて インターネットを利用して広告 するときは主たるホームペー ジアドレスおよび主たるホーム ページの構成の概要 ※複数ある場合は全て記載	□ 広告しない□ 広告する主たるホームページアドレス主たるホームページの構成の概要別紙のとおり	
市長又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要(薬局・店舗の営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合に限る)	□ 画像又は映像を撮影するためのデジタルカメラ □ 画像又は映像を電子メールで送信するためのインターネットに接続されたパソ □ 現状についてリアルタイムでやり取りができる店舗に固定された電話機及び間回線	

(注意)

1 主たるホームページのアドレスは、「トップページ」や「メインページ」のアドレスを記載すること。 複数のホームページを開設している場合は、それら全てのホームページアドレスを記載する。 ただし、全てのホームページへのリンクをまとめたホームページを開設している場合は、そのアドレスで

も可。

なお、ホームページの閲覧に必要なパスワードがある場合は、併せてそのパスワード等を提出すること。

2 特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告する場合は、主たるホームページの構成 の概要を示した書類(下記参照)を添付すること。

複数のホームページを開設している場合は、それらの全てについて関連する書類を添付すること。

- 3 カタログ等を用いて特定販売を行う場合は、2と同様にその概要が分かる資料を添付すること。
- 4 ホームページを開設せず、アプリケーションソフト等を利用して特定販売を行う場合には、当該ソフト等の入手方法等に関する資料を添付すること。

【ホームページの構成の概要を示した書類】

以下の内容が分かる書類を添付すること。

- ホームページのトップページ
- 医薬品の表示内容(個別の販売ページ、販売する医薬品一覧、検索結果等)
- ・ 薬局・店舗の管理及び運営に関する事項 ※1
- 薬局製造販売医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項 ※2
- 薬局・店舗の主要な外観の写真
- ・ 薬局製造販売医薬品又は一般用医薬品の陳列の状況を示す写真
- ・ 現在勤務している薬剤師又は登録販売者の別及びその氏名
- ・ 開店時間と特定販売を行う時間が異なる場合は、その開店時間及び特定販売を行う時間
- ・ 特定販売を行う薬局製造販売医薬品又は一般用医薬品の使用期限

※1 薬局・店舗の管理及び運営に関する事項

- ア 許可の区分の別(薬局又は店舗販売業である旨)
- イ 薬局開設者(店舗販売業者)の氏名又は名称その他許可証の記載事項
- ウ 管理者の氏名
- エ 勤務する薬剤師又は登録販売者の別、その氏名及び担当業務
- オ 取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分
- カ 勤務する者の名札等による区別に関する説明
- キ 営業時間、営業時間外で相談できる時間及び営業時間外で医薬品の購入又は譲受けの申込みを受理する時間
- ク 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先
- ※2 薬局製造販売医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項
 - ア 要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品の定義並びにこれらに関する解説
 - イ 要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品の表示に関する解説
 - ウ 要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品の情報の提供及び指導に関する解 説
- エ 薬局製造販売医薬品を調剤室以外の場所に陳列する場合にあっては、薬局製造販売医薬品の定義 及びこれに関する解説並びに表示、情報の提供及び陳列(特定販売を行うことについて広告をす る場合にあつては、当該広告における表示。(カ)及び(ク)において同じ。)に関する解説
- オ 要指導医薬品の陳列等に関する解説
- カ 指定第2類医薬品の陳列等に関する解説
- キ 指定第2類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、当該指定第2類医薬品の禁忌を確認すること及び当該指定第2類医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを勧める旨
- ク 一般用医薬品の陳列に関する解説
- ケ 医薬品による健康被害の救済に関する制度に関する解説

- コ 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置
- サ その他必要な事項